

令和2年6月18日

総務教育常任委員会会議録

塩竈市議会事務局

塩竈市議会総務教育常任委員会会議録

令和2年6月18日（木曜日）午前10時00分開会

出席委員（6名）

志子田 吉 晃 委員 長

菅 原 善 幸 副委員 長

今 野 恭 一 委 員

曾 我 ミ ヨ 委 員

鎌 田 礼 二 委 員

土 見 大 介 委 員

出席議長団（1名）

伊 藤 博 章 議 長

欠席委員（なし）

説明のために出席した職員

市 長	佐 藤 光 樹	副 市 長	佐 藤 洋 生
市民総務部長	小 山 浩 幸	市民総務部 政策調整監	荒 井 敏 明
市民総務部 公民共創推進専門監 兼新型コロナウイルス 感染症対策専門監	草 野 弘 一	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	川 村 淳
市民総務部 危機管理監	佐々木 誠	市民総務部次長 兼 財 政 課 長	相 澤 和 広
市民総務部 総務課長	鈴 木 康 弘	市民総務部 政策課長	末 永 量 太
市民総務部 税務課長	木 皿 重 之	市民総務部 市民安全課長	小 林 史 人
市民総務部 総務課長補佐 兼 総 務 係 長	伊 藤 勲	教 育 委 員 会 教 育 長	吉 木 修
教育委員会 教育部長	阿 部 光 浩	教 育 委 員 会 教 育 部 次 長	本 田 幹 枝
教育委員会教育部 教育総務課長	佐 藤 聡 志	教育委員会教育部 学 校 教 育 課 長	白 鳥 武

教育委員会教育部
生涯学習課長
兼生涯学習センター館長

布施 由貴子

教育委員会教育部
市民交流センター館長

井上 靖浩

選挙管理委員会
事務局長

伊東 英二

監査事務局長

鈴木 宏徳

事務局出席職員氏名

事務局長 武田 光由

議事調査係長 石垣 聡

議事調査係主査 平山 竜太

議事調査係主査 工藤 貴裕

会議に付した事件

議案第41号 塩竈市市税条例の一部を改正する条例

議案第42号 塩竈市都市計画税条例の一部を改正する条例

議案第43号 塩竈市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

議案第50号 令和2年度塩竈市一般会計補正予算

請願第1号 政府及び国会に対し「ライドシェア」に関する意見書の提出を求める請願

今年度の本委員会の視察調査について

午前10時00分 開会

○志子田委員長 ただいまから総務教育常任委員会を開会いたします。

本日の委員会におきましては、新型コロナウイルスへの感染防止の観点から、発言の際にもマスクを外していただく必要はございませんので、ご案内申し上げます。また、議場の扉を開放するなどの感染症対策を行いますので、委員の皆様におかれましても、感染症対策の徹底にご協力いただけますよう、重ねてお願い申し上げます。

本日の審査の議題は、議案第41号「塩竈市市税条例の一部を改正する条例」、議案第42号「塩竈市都市計画税条例の一部を改正する条例」、議案第43号「塩竈市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例」、議案第50号「令和2年度塩竈市一般会計補正予算」、並びに、閉会中の継続審査となっております請願第1号「政府及び国会に対し「ライドシェア」に関する意見書の提出を求める請願」の5件であります。

これより議事に入ります。

議案第41号ないし第43号、第50号を議題といたします。

それでは、当局の説明を求めます。佐藤市長。

○佐藤市長 総務教育常任委員会のご審査を賜るに当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日の委員会で審査をお願いいたします案件は、「塩竈市市税条例の一部を改正する条例」など、計4件であります。

各号議案につきましては、この後、それぞれ担当課長からご説明させますので、よろしくお聞き取りの上、ご賛同賜りますようお願いを申し上げます。

私からは以上でございます。

○志子田委員長 木皿税務課長。

○木皿市民総務部税務課長 それでは、税務課より議案第41号「塩竈市市税条例の一部を改正する条例」について、ご説明させていただきます。

資料番号5の令和2年度第2回塩竈市議会定例会議案の6ページから10ページでございます。また、資料番号10の第2回市議会定例会議案資料の36ページから37ページが該当となりますが、主に、資料番号10の36ページから37ページでご説明させていただきます。

まず、1の概要についてでございます。

令和2年度税制改正及び令和2年度法律第26号における地方税法等の一部改正に伴い、本市の市税及び都市計画税条例について、所要の改正を行おうとするものでございます。

2の改正の内容でございます。

①のたばこ税の課税方式の見直しでございます。

軽量の葉巻たばこの課税標準について、葉巻たばこ1本を紙巻きたばこ1本に換算する方法に見直すものでございます。

下の図には、課税方式見直し図を記載させていただいておりますので、ご参照いただければと思います。

なお、0.7グラム未満の葉巻たばこは、令和3年9月末まで0.7本の紙巻きたばことみなす経過措置を設けておりますので、施行日につきましては、第1段階として令和2年10月1日、第2段階として令和3年10月1日となっております。

次に、未婚の独り親に対する税制上の措置及び寡婦控除の見直しでございます。

同一生計の子を有する場合、これまで、寡婦控除対象者も今般含まれる未婚の独り親も集約し、所得要件を設けるものでございます。これにより、新たに独り親控除が創設され、住民税控除額30万円、所得税控除額35万円となります。

下の図には、改正後の住民税控除額を記載しておりますので、ご参照いただければと思います。

施行日につきましては、令和3年1月1日となります。

それでは、37ページをご覧ください。

3のコロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置について、ご説明させていただきます。

①の徴収猶予制度の特例についてですが、収入が大幅に減少、大幅に減少する内容といたしましては、前年同月期おおむね20%以上の減少の場合ですが、無担保かつ延滞金なしで1年間徴収猶予を出来る特例を設けるものでございます。

適用期間は、令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する地方税に限り適用いたします。

今回の条例改正の内容は、徴収猶予の特例の申請手続について、申請書等に不備があった場合の補正に係る提出期限を20日間とするものでございます。

施行日は、公布の日となります。

②の中小事業所等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税、都市計画税の軽減措置についてでございます。

厳しい経営環境の中小事業所等の令和3年度分の償却資産及び事業家屋に係る固定資産税、都市計画税の課税標準額を2分の1またはゼロとするものでございます。減収額については、全額国費で補填されます。

下の図の減免条件をご覧ください。

減免条件といたしましては、令和2年2月から10月までの任意の連続する3か月の事業収入の対前年同期比減収率が、50%以上ですと全額の減免となり、30%以上50%未満となりますと2分の1減免となります。

施行日は、公布の日となります。

③の軽自動車税環境性能割の臨時的軽減措置の延長でございます。

税率1%の特例措置の適用期限を、令和3年3月31日に6か月間延長するものでございます。減収額については、全額国費で補填されます。

施行日は、公布の日となります。

④の新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例についてでございます。

令和2年2月1日から令和3年1月31日までに開催のコンサートやスポーツイベント等が開催中止となり、そのチケットの払戻しを放棄した場合、その金額が寄附金税額控除の特例に該当するものでございます。

施行日は、令和3年1月1日となります。

最後に、⑤新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別控除の特例でございます。

新型コロナウイルス感染症の影響で、やむを得ず住宅ローン減税の入居期限要件を満たさない場合、代わりに要件を満たすことで、期限内に入居したのと同様の減税措置が適用されるものでございます。

施行日は、令和3年1月1日でございます。

なお、資料番号10の14ページから33ページには、改正条例の新旧対照表が記載されておりますので、後ほどご参照ください。

議案第41号につきましては、以上のとおりとなります。

次に、議案第42号「塩竈市都市計画税条例の一部を改正する条例」であります。これは、議案第41号と同じく、地方税等の一部改正に伴い、新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少した中小事業者等の対する都市計画税について、軽減措置を設けるものでございます。

資料番号5の11ページ、あとは、資料番号10の35ページ及び37ページの3の新型コロナウイ

ルス感染症緊急経済対策における税制上の措置②を、先ほどご説明させていただきましたが、②をご参照願えればと思います。

税務課からは以上となりますので、よろしくご審査のほど、お願いいたします。

○志子田委員長 小林市民安全課長。

○小林市民総務部市民安全課長 市民安全課から、議案第43号「塩竈市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例」について、ご説明いたします。

資料No.10をご用意ください。ページは43ページでございます。

1の概要ですが、令和2年3月27日に非常勤消防団員等に係る損害賠償の基準を定める政令の一部を改正する政令が公布され、4月1日から施行されました。補償基準額は、休業補償、傷病補償年金、障害補償、遺族補償、葬祭補償の算定に用いるものですが、政令で定める基準に従い条例で定めることとされているため、本市条例についても、今回の政令の改正に合わせて所要の改正を行うものです。

2の主な改正内容ですが、補償基準額は、階級と勤務年数によって区分されております。括弧に閉じられている数字が現行の基礎額、閉じられていない数字が改正案でございます。

例として、団長及び副団長の基礎額については、10年未満の勤務年数で、現行1万2,400円から、改正案1万2,440円、10年以上20年未満で、現行1万3,300円から、改正案1万3,320円、20年以上の勤務で、現行が1万4,200円ですが、改定はなしとなっております。分団長及び副団長、部長・班長及び団員についても、表のとおりとなっております。

また、消防作業従事者等に係る補償基礎額の最低額についても、8,800円から8,900円へ改定しております。

また、そのほか、事故などが確定した日を事故発生日として定義することや、補償年金の前払いで固定していた利率について、民法で規定する法定利率へ改正することが改正内容となっております。

施行日は、公布の日とし、令和2年4月1日から適用といたします。

新旧対照表については、同じ資料の38ページから42ページまでにありますので、後ほどご確認いただければと思います。

続きまして、議案第50号「令和2年度塩竈市一般会計補正予算」のうち、市民安全課所管について、ご説明いたします。

資料No.9と資料No.10をご用意ください。

まず、資料10の114ページをご覧ください。

コミュニティ助成事業でございます。

1の概要についてですが、コミュニティ助成事業は、一般財団法人自治総合センターが自治宝くじの社会貢献広報活動費を財源に、町内会等によるコミュニティー活動の充実・強化を図る事業や、安全な地域づくりを推進する事業に助成するものです。

令和2年度事業として、本市で採択を受けた助成事業の概要は、下の表のとおりで、助成事業は2件ございます。一般コミュニティ助成事業は、コミュニティー活動に必要な設備などの整備を対象とし、地域防災組織育成助成事業は、消防団や自主防災組織の活動に必要な整備等を対象としております。助成額は、表の範囲となっております。

2の採択状況ですが、令和2年度は、一般コミュニティ助成事業で、膳部第二自治会が230万円及び松陽台第一町内会が190万円、それぞれ採択されており、この2町内会で合計420万円となっております。

また、地域防災育成組織助成事業では、北浜五町内自治防災会が170万円、塩竈消防団に100万円が採択され、合計で270万円の助成が決定しております。

3のこれまでの経過ですが、昨年10月に県を通して本申請し、今年4月に交付決定をいただきました。

4の事業費及び財源内訳ですが、補正事業費は合計で690万円、財源内訳は、コミュニティ助成金として同額の690万円の歳入となります。

5の今後の予定ですが、県を通した間接補助となりますので、6月議会に補正予算案を提出し、お認めいただければ、採択された町内会と相談しながら、7月から事業を始める予定となっております。

続きまして、資料がNo.9となります。No.9の予算説明書7ページ、8ページをご覧ください。説明の都合上、歳出予算から説明させていただきます。

一般コミュニティ助成事業については、第2款総務費第1項総務管理費第7目企画費第18節負担金補助及び交付金へ420万円を計上しております。

次に、13ページ、14ページをご覧ください。

地域防災組織育成助成事業については、第9款消防費第1項消防費第2目非常備消防費第17節備品購入費に100万円、第3目防災費第18節負担金補助及び交付金に170万円を計上し、合計で270万円となります。

歳入でございますが、同じ資料No.9になります。3ページ、4ページをご覧ください。

第21款諸収入第4項雑入第6目雑入第2節雑入へ、歳出の合計金額と同額の690万円を、自治総合センターからのコミュニティ助成金として計上しております。

市民安全課からは以上でございます。

○志子田委員長 佐藤教育総務課長。

○佐藤教育委員会教育部教育総務課長 それでは、議案第50号「令和2年度一般会計補正予算」のうち、教育総務課に係る予算について、ご説明いたします。

それでは、資料No.10の第2回市議会定例会議案資料119ページをお開きください。

学校臨時休業対策事業についてでございます。

1の概要でございますが、令和2年3月2日から3月24日まで、新型コロナウイルス感染症拡大対策のため、小学校、中学校を一斉臨時休業とし、あわせて、学校給食を休止したところでございます。これにより発生した学校給食物資納入業者の食材キャンセル費用について、保護者の負担とならないよう、全額を市で負担するものでございます。令和元年度中に学校給食費から支払ったキャンセル費用は、令和元年度補正予算で措置しております。このたびは、令和2年度において、学校給食費から支払った一斉臨時休業期間中のキャンセル費用について、補正予算を計上するものでございます。

2の対象費用でございます。これは、保護者等の給食費で賄われる学校給食費、こちら、学校単位の私会計で運営されておりますが、これで支払った新型コロナウイルス感染症拡大対策のため、小学校、中学校の一斉臨時休業の期間中に係る学校給食物資納入業者、これは、学校給食用のパン・米飯を提供するために設立されました協同組合になりますけれども、当該協同組合のキャンセル費用として、発注分に係る人件費等の固定費分を対象費用として学校給食費へ補助するものでございます。

3の事業費及び財源内訳でございますが、事業費143万3,000円、財源内訳としましては、その他として、国の学校臨時休業対策費補助金107万3,000円、こちらにつきましては、文部科学省から、本事業を取りまとめを行う全国学校給食会連合会を通じて、間接補助として市に支払われるものでございます。一般財源36万円でございます。

なお、歳入歳出の詳細につきましては、資料No.9でございます。こちらの15ページ、16ページをお開きください。

説明の都合上、歳出からご説明いたします。

まずは、小学校分として、第10款教育費第2項小学校費第1目学校管理費、補正額105万5,000円をお願いするものでございます。内容としては、第18節負担金補助金及び交付金として105万5,000円。これは、小学校の学校給食費会計で支払ったキャンセル費用分を、市が学校臨時休業対策費補助金として支払うものでございます。

同じく、中学校分として、第10款教育費第3項中学校費第1目学校管理費、補正額37万8,000円をお願いするものでございます。内容としては、第18節負担金補助金及び交付金として37万8,000円、これも同様に、中学校の学校給食費会計で支払ったキャンセル費用分を、市が学校臨時休業対策費補助金として支払うものでございます。

続きまして、歳入でございますが、同じ資料、お戻りいただきまして、3ページ、4ページをお開きください。

ページ下段ですが、第21款諸収入第4項雑入第6目雑入として、補正額797万3,000円のうち、右ページでございますが、このうちの第3節学校臨時休業対策費補助金として107万3,000円を計上しております。

次に、また資料No.10にお戻りいただきたいと思っております。資料No.10の119ページでございます。

4番、これまでの取組及び今後の予定でございます。

令和2年3月に臨時休業に伴う学校給食費への対応についてとしまして、国から学校臨時休業対策費補助金に関する通知が来まして、令和2年4月に当該協同組合からキャンセル費用請求の連絡がございました。令和2年5月に各学校給食費よりキャンセル費用を支出。本市では、国の学校臨時休業対策費補助金の項目申請を行い、決定を受けたところでございます。本補正予算をお認めいただきましたら、7月には学校給食費に当該キャンセル費用分の補助金を支出したいと考えております。

学校臨時休業対策事業については以上でございます。

続きまして、同じ資料の120ページをお開きください。

小中学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業等についてでございます。

1の概要でございますが、国の示すG I G Aスクール構想に基づき、多様な子供たちを誰一人取り残すことのない、公正に、個別最適化された学びを実現するため、市内の小学校、中学校において、高速無線LANによる情報通信ネットワーク環境を整備するとともに、児童生徒1人1台端末の整備など、情報機器等の整備を一体的に行う取組について、報告するものでございます。国のG I G Aスクール構想については、米印の記載のとおりでございます。

なお、ページ中段の学校のイメージ図にありますとおり、国のG I G Aスクール構想を踏まえて、本事業において、主には、学校内における高速大容量の通信ネットワークとして、高速無線LANに関わるネットワーク機器等を整備するとともに、児童生徒1人1台端末を整備するものでございます。

高速無線LANからインターネットに接続することで、クラウドの活用による学習用ツールの利用や、将来的には、学習記録の活用、インターネットを使った調べ学習、遠隔学習などで、今後、想定される高速な通信に対応出来るようになるものでございます。

また、1人1台端末の整備により、現状、コンピューター教室を使って行っておりますが、今後は、各教室において、子供たち一人一人の反応を踏まえた双方向型の一斉授業、学習状況に応じた個別学習、情報を共有し、多様な意見に触れること等について、機会を増やして行えるようになると考えております。

2番の整備内容でございます。

(1) 情報通信ネットワーク環境施設整備事業でございます。

これは、小中学校11校に高速無線LAN環境を整備するものです。なお、整備に当たっては、国の公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金を活用いたします。

右ページでございます。

①高速無線LANのネットワークを構築。これは普通教室147教室、特別教室67教室の全214教室に、通信速度1Gbps、いわゆるWi-Fi環境につながるよう、ネットワークを構築するものでございます。

あわせて、②教室に児童生徒の端末を保管、充電するための電源キャビネット設置、また、電源を強化するためのキュービクル改修を行います。

次に、(2) 小中学校情報機器整備事業でございます。

こちらは、小中学校11校に、児童生徒1人1台端末を整備するとともに、災害時など、緊急時に子供たちの学びを支援するための情報機器等を整備するものでございます。これは、国の公立学校情報機器整備費補助金を活用します。

まずは、①児童生徒の学習者用コンピューター端末の整備、1人1台、合計3,531台を予定しております。内容としましては、文部科学省の示す学習者用コンピューター標準仕様、Wi-Fi対応などでございますが、これにのっとったものを整備してまいります。

ここまでの、先ほどの高速無線LANの整備と合わせて、G I G Aスクールの根幹となる学

校におけるICTを活用した教育を行うための機器整備分でございます。

あわせて、災害時等を想定して、②緊急時における家庭でのオンライン学習を実施するための環境の整備でございます。

ア、児童生徒に貸出し可能な可搬型通信機器、モバイルWi-Fiルーター等の整備でございます。これは、通信環境の整備が困難なご家庭に、モバイルWi-Fiルーターを貸し出し、インターネット接続の支援を行うものでございます。

あわせて、イ、教師が使うカメラ、マイクなど、遠隔学習に対応した機器の整備で、クラス担任分、計147台を整備するものです。

③上記による学校のICT化を支援するGIGAスクールサポーターの配置です。今年度、これらの事業をお認めいただきましたら、学校のICT化が急速に進むことになります。ついては、このICT環境整備のサポート、例えば、ICT機器の使い方のマニュアル作成などを行い、学校の円滑な導入の支援をしようとするものでございます。

3の事業費及び財源内訳でございます。

まず、(1)小中学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業については、事業費1億8,211万5,000円。財源の内訳としましては、国の公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金として5,689万9,000円、地方債、これは学校教育施設等整備費事業債等で1億260万円、一般財源として2,261万6,000円でございます。

(2)小中学校情報機器整備事業については、事業費1億7,896万5,000円。財源内訳としましては、国の公立学校情報機器整備費補助金として1億1,779万4,000円、一般財源として6,117万1,000円でございます。

なお、歳入歳出の詳細につきましては、資料No.9の15ページ、16ページをお開きください。

説明の都合上、歳出からご説明いたします。

まずは、小学校分として、第10款教育費第2項小学校費第2目教育振興費、補正額2億2,138万円をお願いするものでございます。内容としましては、第12節委託料として1,936万9,000円、こちら、設計業務委託料として881万7,000円。内訳としては、設計業務委託料と電子機器整備委託料となっております。これは、端末の設定やネットワーク接続及びGIGAスクールサポーターに関する委託料となります。

第14節工事請負費8,905万1,000円。こちら、高速無線LAN等の施設設備工事分でございます。

第17節備品購入費 1億1,296万円。学習者用コンピューター端末代でございます。

なお、これらに係るそれぞれの事業費の内訳は、右の欄にあるとおりでございます。

次に、中学校分として、第10款教育費第3項中学校費第2目教育振興費、補正額1億3,970万円をお願いするものでございます。内容としましては、委託料として1,449万円。内訳は、設計業務委託料として569万7,000円、電子機器整備委託料、これは端末の設定やネットワーク接続及びG I G Aスクールサポーターに関する委託料となりますが、879万3,000円。

第14節工事請負費6,553万円。高速無線LAN等の施設設備工事分です。

第17節備品購入費5,968万円。こちらを学習者用コンピューター端末代です。

なお、これらに係る事業内訳は、右の欄に記載のとおりとなっております。

続きまして、歳入でございます。

同じ資料、お戻りいただきまして、3ページ、4ページをお開きください。

第15款国庫支出金第2項国庫補助金第7目教育費国庫補助金として、補正額1億7,469万3,000円、これは右ページでございます。第4節教育総務費補助金で、説明欄にあるとおり、公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金、こちら、高速無線LAN整備分の補助金でございます。5,689万9,000円。公立学校情報機器整備事業費補助金、端末や遠隔学習の機器等の整備分の補助金でございますが、こちらが1億1,779万4,000円でございます。

また、地方債追加分として、第22款市債第1項市債第6目教育債に、補正額1億260万円をお願いするものでございます。内訳は、第1節小学校債として5,860万円、これは小学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業分です。

次のページになります。5ページ、6ページをお開きください。

第2節中学校債として4,400万円。これは、中学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業分でございます。

次に、大変恐縮ですが、また資料No.10の121ページをお開き願います。

4、これまでの取組と今後の予定でございますが、5月に、国のこれらの事業の補助金の交付申請希望調査がございまして、回答しております。本補正予算をお認めいただきましたら、7月に事業に着手し、9月から家庭でのオンライン学習に係る情報機器やG I G Aスクールサポーターの配置に取り組み、年度末になりますが、ネットワーク工事竣工、コンピューター端末の設置を行いたいと考えております。

教育総務課からは以上です。どうぞよろしく願います。

○志子田委員長 相澤財政課長。

○相澤市民総務部次長兼財政課長 それでは、最後に、財政課から、議案第50号「令和2年度塩竈市一般会計補正予算」のうち、財政課所管の内容につきまして、ご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、資料番号9、令和2年度塩竈市一般会計・特別会計補正予算説明書の3ページないし4ページをお開き願えればと思います。

第19款繰入金第1項基金繰入金第1目財政調整基金繰入金第1節財政調整基金繰入金といたしまして、1,508万4,000円を計上してございます。これは、6月補正に係ります所要一般財源でございます。

財政課からの説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○志子田委員長 これより質疑を行います。

各委員の発言をお願いいたします。なお、発言の際は、委員会室での開催と同様に、着座のままです。ご案内申し上げます。菅原委員。

○菅原委員 それでは、私から大きく2点質疑させていただきますので、よろしく願いいたします。

まず初めに、資料No.10の119ページ、学校臨時休業対策事業についてから、ちょっと質疑、確認させていただきたいと思います。

この今回の事業でございますけれども、令和2年度、3月2日から3月24日までの新型コロナウイルス感染拡大対策のために、小中学校が一斉臨時休業となって、あわせて、学校給食を中止したということでございます。これによりまして発生した学校給食の納品業者のキャンセル費用について、国の学校臨時休業対策費補助金を活用して、保護者から負担にならないようにということで、全額を市で負担することに理解するものであります。

そして、令和元年度分は、令和元年度の補正予算20万円で支払われたとされていますが、今回の令和2年度分の事業費143万3,000円、いつからいつまでの期間のキャンセル費用なのか、ちょっとお伺いします。

○志子田委員長 佐藤教育総務課長。

○佐藤教育委員会教育部教育総務課長 今回は、令和2年3月2日から3月24日までの発注分に係るキャンセル費用となっております。

○志子田委員長 菅原委員。

○菅原委員 3月2日から3月24日の分が今回のキャンセルの費用となるわけでしょうか。

○志子田委員長 佐藤教育総務課長。

○佐藤教育委員会教育部教育総務課長 期間としては、国の補助事業の対象となるのが、要請のありました3月2日から3月24日までの、学校の春休みまでの休業期間中のキャンセル費用分ということでございますので、この期間に関わるキャンセル費用分となっております。

○志子田委員長 なぜ、令和2年度なのかということ。

○佐藤教育委員会教育部教育総務課長 なぜ、令和2年度かということでございますが、資料にございますとおり、当該協同組合から請求されるキャンセル費用について、文部科学省から4月に入ってから対象になりますというお話が受けまして、4月に入ってから請求がございました。それで、5月に学校給食費からお支払いしておりますので、今回、令和2年度で対応させていただきたいというふうに考えているところでございます。

○志子田委員長 菅原委員。

○菅原委員 そうしますと、令和元年の補正予算20万円の支払い、プラス、今回の143万3,000円、合わせた分ではよろしいんですか。

○志子田委員長 佐藤教育総務課長。

○佐藤教育委員会教育部教育総務課長 そのとおりでございます。（「分かりました」の声あり）

○志子田委員長 菅原委員。

○菅原委員 そこで、ここに、2番目の対象費用という形でございますけれども、キャンセル費用の発注分に係る固定費、人件費分とあります、ここに。そこで、4月に入ってから、この3月から24日までの分だと思えるんですけども、この人件費というのはどういったことなんでしょうか。ちょっと確認させてください。

○志子田委員長 佐藤教育総務課長。

○佐藤教育委員会教育部教育総務課長 こちらの学校給食用パン・米飯を提供するため設立した協同組合さんについては、学校給食専門の協同組合さんということで、3月から休業期間中について、例えば、パンですと名取に工場があるんですけども、その工場を維持管理していく固定費ですとか、そこで働いていく方々の人件費相当分というところが、今回、キャンセル費用の対象になるということで、国から通知ございましたので、その分を協同組合さんから請求ございましたのでお支払いしたという中身でございます。

○志子田委員長 菅原委員。

○菅原委員 分かりました。これで分かりました。まず、食材のキャンセル費用のものだと私思っていましたので、人件費がここに入ってくるのかなという部分で、国の通知で確認してあったということでございますね、その人件費も入るとのことですね。はい、分かりました。

次のページになりますけれども、120ページでございます。同じ資料の120ページの小中学校情報通信ネットワーク環境整備事業について、ちょっと確認させてください。

この事業ですが、概要にも書かれていますが、国がG I G Aスクール構想について、ネットワーク環境と生徒1人1台端末を整備の2本立てとなっている事業だと思います。そこで、G I G Aスクール構想、インターネット、I C Tを利用した学びの場を取り入れることに時間がかかるとはと思いますが、今回、3月より、世界中がコロナ禍によって小中学校の学校が休校となって、児童の学べる環境がなくなってしまった。しかし、L A Nを活用した学びを行っている自治体も多少あるということで、一応確認、聞いております。

そこで、今回出された環境整備事業ですが、総額の事業費、トータルになりますけれども、3億6,108万円と大変高額な事業となるわけですが、この環境の整備を行って、今後、どのような学び、それから、学習指導になっていくのか、端末をどのように活用されるのか、分かる範囲で構いませんので、簡単にお伺いしたいと思います。

○志子田委員長 佐藤教育総務課長。

○佐藤教育委員会教育部教育総務課長 今現在、各学校については、コンピューター教室で活用しておりまして、まだ1人1台端末ではないことから、みんなで譲り合って使っているような状況でございます。

今後、こちら、パソコン1人1台端末となりますと、それぞれ、まず、各教室において、授業で使える回数といいますか、授業において、かなり活用の幅が広がるということは大きくあると思います。その中で、日頃、ちょっとしたことで使いたかった、まず、国としては、まず、ステップ1としては、まずは、文書書くときに、それをキーボードで入力しましょうとか、インターネットでちょっとした調べ学習をやってみましょう、社会科見学とか、そういったものに関する調べ学習などをやってもらいましょうというような、まず最初、導入部分でございます。そういった導入部分において、広くコンピューター教室を取ることでなくて、各授業において、即応して対応出来るようになってくるというふうに考えております。

○志子田委員長 菅原委員。

○菅原委員 今のちょっと説明ですと、やはりこの端末の利用方法ですけれども、何か調べもの

で今回やるというようなこともちょっと触れられていたと思うんですけども、今回、新型コロナウイルスが起きて、学校の指導がなくなってしまったという中で、やはりその期間、どこで学んだらいいかというのがやはり問われていると思います。その中で、メリット、デメリットは多少、何ですか、様々な端末を使うことによっては、あると思うんですけども、ただ、今回、かなりの金額が、事業費が、全国的に、今回、国として行っているわけなんですけれども、もっと何かこう、学びの中で、この、何ていうんですか、GIGAスクールという部分の、スクールでございますので、そのGIGAの中でスクールということで、何かこう、想定される勉強方法とか、学びの場というのは想定されていないのでしょうか。

○志子田委員長 吉木教育長。

○吉木教育委員会教育長 お答えしたいと思います。

これまでも各学校で、先ほど、教育総務課長が説明申しましたとおり、コンピュータ室等を使って、授業で調べ学習とかやってきました。また、さらに今、電子黒板とかももう導入されていて、ただ、各フロアに1台とか、台数は少ないものでございます。

今回、1人1台の端末ということで、コンピュータ室の順番待ちもなく、常に必要なときにその授業で使っていくというふうな形になります。例えばの話、授業で先生が質問したのを、その端末で子供たちが回答してくると。それが一気に先生が見られると。双方向のやり取りで、手を挙げて、はいつて言って、子供が答えるだけじゃなくて、全ての子供たちがどういう考えを持っているかというのが、一気に教員が理解することが出来るというふうな形で、そういうのをうまく活用していくというのが1つ考えられるかなと思います。

さらに、総合的な学習の時間とかでは、調べ学習に、プラス、子供たちがグループで発表、プレゼンの作業をしていくというのも、もう1人1台の端末があれば、その中で交流しながらやっていけるというふうなメリットがあるかなという形で、いろんな形で活用方法はあるかと考えております。以上です。

○志子田委員長 菅原委員。

○菅原委員 分かりました。いろんな、これからが多分、国のGIGAスクール構想だと思うんですけども、先生方の指導内容も若干変わってくるんじゃないかなというふうに、私なりにはちょっと考えているんですけども、新たなやはり学校教育のあり方ということで、なっていくと思います。

ですから、今回の、本来であれば、この端末1台全生徒に与えるということだと思うんです

けれども、国がこれは定められたということで、環境整備も、今現在、多分なっていないと思いますけれども、その2本立てで、これから想定される端末、また新型コロナウイルスが秋に発生するか分からない状況の中で、いつまで、全国的にやられているこの事業だと思わんですけれども、想定、考えていられるのか、ちょっと確認させてください。

○志子田委員長 佐藤教育総務課長。

○佐藤教育委員会教育部教育総務課長 今回の事業、端末の整備がいつ頃までなのかということでもよろしかったでしょうか。

今回、パソコンの台数、全国的な需要等も高まっているところかと思いますが、今、こちらの台数について、今、県でも共同調達というような動きも出ておりますので、そういったものを活用し、検討しながら、年度末までには整備していきたいというふうに考えております。

○志子田委員長 菅原委員。

○菅原委員 ということは、県の、何ですか、全て機械の整備とか、端末の購入なんかもされていくわけなんですか。

○志子田委員長 佐藤教育総務課長。

○佐藤教育委員会教育部教育総務課長 今、県から照会が来ておりますのは、端末の共同調達、国でも、県単位で調達してコストダウンを図るようなというふうなお話もありますので、県でそういう端末の整備に、共同調達に紹介来ておりますので、そういったものに手挙げを検討していきたいというふうに考えております。

○志子田委員長 菅原委員。

○菅原委員 分かりました。

そこで、ちょっと1つ分からない、この資料で分からないのが、そのG I G Aスクールサポーターの配置って書いてありますけれども、これ、どういった配置なんですか。

○志子田委員長 佐藤教育総務課長。

○佐藤教育委員会教育部教育総務課長 G I G Aスクールサポーターにつきましては、基本的に、各学校さんに、具体的に誰それを配置するという形よりも、技術的なところありまして、そういったI C T技術を持つ企業に委託をしまして、チームでI C T機器の使い方なんかをサポートしていただく、そういうような中身で考えております。

○志子田委員長 菅原委員。

○菅原委員 ということは、全て、何ですか、G I G Aスクールサポーターが、立ち上げから、

それから、指導までされるわけなんですか。

○志子田委員長 佐藤教育総務課長。

○佐藤教育委員会教育部教育総務課長 G I G Aスクールサポーターについては、今年度の予算となっておりまして、今年度、まず、G I G Aスクールサポーターの立ち上げについて、こちらのサポーターを使って各学校、特に、I C T機器新しく入りますので、そこに関するマニュアル作成等を含めてサポートしていただくということを考えております。

○志子田委員長 菅原委員。

○菅原委員 本当に大変な事業な多分ことだと思いますので、一般財源も、かなりの財源を我々も出していかなくちゃいけないということで、例えば、この財源ですけれども、一般財源から8,378万7,000円ぐらいは出ていくわけなんですけれども、この財源というのは、例えば、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金で賄えられないのでしょうか。確認します。

○志子田委員長 佐藤教育総務課長。

○佐藤教育委員会教育部教育総務課長 今回の分に関しましては、基本的に、令和元年度の工事費分、あと、パソコン設置分と合わせて、令和2年度で全て整備する予算がついたところでございますものから、今回はこういった形で一般財源で上げさせていただいているところでございます。

○志子田委員長 末永政策課長。

○末永市民総務部政策課長 すみません。臨時交付金は政策課担当ですので、私のほうからも補足させていただきます。

臨時交付金は、大きくまず考え分けますと、1つが、単独事業費に対する交付金、あともう一つが、国の補助事業の裏分に対する臨時交付金という、実は、内訳が大きく2つあります。

今回のG I G Aスクール関係は、基本的には、国の補助事業ですので、国庫補助の裏分の臨時交付金については、実は、これから交付決定が来ると。情報では、夏ぐらいというふうに、国で示されたスケジュールには書いていますので、それが決定され次第、こちらのG I G Aスクールの裏部分についても、充てられる分はきちんと充てていくというような方向で考えております。

ただ、実は文部科学省関係の国庫補助、ちょっと複雑でして、補助単価というのが大抵決め

られているものがあります。つまり、その単価の純粋な裏分については、国庫補助の裏分として捉えられるんですけども、単価より、例えば、超えている部分については、それはもう補助裏じゃないでしょうという判断もされることがあります。ということで、この裏分について、満額充てられるかどうかというのは、現段階のところでは全く分からない状況というのが正直なところでございます。以上でございます。

○志子田委員長 菅原委員。

○菅原委員 分かりました。本当にスケジュールが、今回、生徒なんかもそうですけれども、自宅に待機していなくちゃいけないということで、いろんな話を聞きますけれども、学校に行きたいという方も中に多くおりましたので、秋にまた第2波が来ないようには祈っているんですけども、ぜひとも、皆さんの、子供の学びの場を、より一層早急な対応でやっていただきたいなと思っております。よろしく願いいたします。以上でございます。

○志子田委員長 曾我委員。

○曾我委員 1つは、議案第41号「塩竈市市税条例の一部を改正する条例」で、資料No.10の37ページでお伺いします。

特に、3の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置の中の徴収猶予制度の特例ということなんですが、先ほど説明あったんですが、この収入大幅減少、前年同月比おおむね20%以上の減少、これ、どれぐらいになるというふうに見ているのか。まだ、全然分かっていなのか。その辺、ちょっとまずお聞きしたいと思います。

○志子田委員長 木皿税務課長。

○木皿市民総務部税務課長 お答えいたします。

前年同月比おおむね20%以上の減少というものでございますけれども、令和2年の2月から任意の月ですけれども、その中の1か月間で20%以上減少なった場合に、徴収猶予が申請されたときには認定が受けられるというふうなこととなっております。

参考までなんですけれども、現時点で徴収猶予、我々に申請された方の件数なんですけれども、今のところ、6月12日時点ですが12件ございました。それで、我々で許可したのも12件というふうなこととして、金額でいいますと、全ての税目で合わせますと261万2,100円というふうな金額であります。以上でございます。

○志子田委員長 曾我委員。

○曾我委員 それで、この下に、補正に係る提出期限二十日、これ、申請に不備があった場合と

いうふうに言っているわけだけれども、今のところ、申請されたもので、それとぴったりの関係での猶予ということなんだと思いますが、それと、結局、1年間の猶予ですから、来年、2年分払わなきゃいけないということになった場合は、やっぱり少しずつしていかないと大変だろうなというふうな思いもあるんですが、その辺の取組なんかはどういうふうになるのかしら。

○志子田委員長 木皿税務課長。

○木皿市民総務部税務課長 お答えいたします。

今、おっしゃったとおり、徴収猶予ということですので、減免ではございませんので、来年、1年後には2倍というふうな形になります。

ただ、もちろんご納付していただくのは、これはもうもちろん当然のことなんですが、この新型コロナウイルスの影響下がまだ続くというふうな状況であれば、我々も積極的にその方たちと納税相談などをいたしまして、今やっている分納申請とか、そういった形でやり方は変えていこうかなというふうにも考えております。以上でございます。

○志子田委員長 曾我委員。

○曾我委員 ありがとうございます。よろしくお願いします。これも、6月定例会で伊勢議員が質疑して、猶予している部分の財源は、特例債を一応活用していくんだという話で、結局、地方の借金といったら聞こえがおかしいかもしれませんが、そういうので、当座、穴埋めをしてやっていくということなんだろうと思いますが、新型コロナウイルスの関係ですから、この今回の猶予というのは。だから、そういう点では、もう少し、国も、何でもかんでも国も大変だとは思いますが、十分、地方も財政が大変ですので、その辺はしっかりやっていただきたいということだけ申し上げておきます。

それで、続きまして、学校の無線LANというか、端末の関係で、ちょっとなかなか分りにくいので、また聞きたいと思うんですが、これは、資料No.10の120ページです。それで、ごめんなさい、よく分からないので、そこの学校の校舎のところに、今もまあパソコンなんか使えることで、高速無線LANというのか、インターネットというのか、そういうものはないのかと、つかなきゃパソコンというのは使えないのではないかと、思ったりはしているんですが、これが、新たな高速無線LANという機械を入れていくと。

それで、今まで集団で、1台について何人もグループになって勉強してきたというものあるんでしょうけれども、今回は、1人1台端末というのは、つまりノートパソコンのちょっと

小さい、何ていうんですか、こういうノート型の、何ていうんですか、それ、タブレットと
いうんですか、タブレットを子供たちに渡すということになるのかなと思うんだけど、
それでいいんですか。

○志子田委員長 佐藤教育総務課長。

○佐藤教育委員会教育部教育総務課長 タブレット型パソコンを想定しております。ただ、タブ
レットパソコンですとキーボード入力がありませんので、キーボードとセットになったタブ
レット端末を想定しております。

○志子田委員長 曾我委員。

○曾我委員 パソコンというのは、私たち持っても消耗品で、何年かやったら壊れちゃうも
ので、これ、子供たちに1人1台、小学校1年生になったら1台もらうというのだと、それ
はずっと使い続けるのか、それとも、学校に置いて、また次の学年に使われていくものか。
その辺はどうなんですか。

○志子田委員長 佐藤教育総務課長。

○佐藤教育委員会教育部教育総務課長 基本的には、学校に置いておいて、新しく1年生が来た
ら配るというものではないというもので考えております。（「学校に設備」の声あり）

○志子田委員長 曾我委員。

○曾我委員 学校に設備しておくということですね。

もう一つ分かんないのは、自宅でも勉強出来るんだよということを言っているんだけど、
学校で、インターネットつないでいるうちと、つながっていないうちがあると思うだけ
れども、インターネットが設置されていない家庭にタブレット持って行って、それは使える
んですか。

○志子田委員長 佐藤教育総務課長。

○佐藤教育委員会教育部教育総務課長 先ほど、ちょっと触れさせていただきました、緊急時に
おける家庭でのオンライン学習環境の整備ということで、家庭において、通信環境の整備が
困難なご家庭については、ご家庭でインターネットつなぐためには、いろいろあるんですけ
れども、1つには、モバイルWi-Fiルーターというのを持って置いて、それに、先ほど
お話ししましたタブレット端末のWi-Fi接続をすることで、ご家庭でもインターネット
に接続出来るようになりますので、そのための機器でありますルーターを今回購入しまして、
接続環境整うように貸出しするというような形で考えております。

○志子田委員長 曾我委員。

○曾我委員 そのルーターというものは、電気料金みたいな何か、それ設置することで費用がかかったりするものでもないんですか。

○志子田委員長 佐藤教育総務課長。

○佐藤教育委員会教育部教育総務課長 基本的には、充電のための電気料の部分は発生いたしますが、その機器そのものについては、それ以上、今回、購入費用はかかりませんので、そういった使い方になると思います。

○志子田委員長 曾我委員。

○曾我委員 つながるといふことで、そういうものだといふことで。

なかなか、私たちも、教育現場にも行ける状況にもないし、今、学校が、本当に新型コロナウイルスによって大変な、環境も180度も変わっている中で、学校が始まったわけだけでも、1年生なんか特に、まだ、お友達の名前も分かったか、分からないかという状況の中で、新たにこういうGIGAスクール構想の中で、こういったことも入るわけだけでも、一番大事なのは、子供たちの気持ちとか、やっぱり一つ一つの丁寧な学習とか、そういうものを積み重ねていかないと大変ではないかなという心配もしているんです。だから、もちろん、こういう技術が発達して、そういうものも学ぶというのも非常に大事なわけだけでも、やっぱり基本をちゃんと据えながら楽しく使えるように、ぜひ、今後とも取り組んでいただきたいなというふうには思っているところです。もう、じいちゃん、ばあちゃんたちは、ついていけない時代ですから、もうね。よろしくお願ひしたいと思います。

それから、もう一つは、資料No.10の119ページの学校臨時休業対策事業に伴うことで、菅原委員からもありましたが、実際は、今回の対象は令和2年3月2日から3月24日と。新年度も始まって、実際は、学校の休業は、6月1日から始まったわけで、その間のところは、国はまだ予算化していないのか、その辺の見通しはどうかということと、それから、納入業者に変化はないのかと、この新型コロナウイルスの関係で。それから、調理員さんたちの状況はどうかとか。その辺について、ちょっと分かれば教えていただければと思っています。よろしくお願ひします。

○志子田委員長 佐藤教育総務課長。

○佐藤教育委員会教育部教育総務課長 まずは、国で、令和2年度になってからの、そちらのほうのキャンセル費用等の見通しはということだったんですが、今のところ、令和2年度分に

については、国から一斉休業の要請等々ないこともあるのかとは思いますが、そういったことで、令和2年度分については、見通しは示されていないところでございます。

それと、もう一つ、納入業者変更ないかということについては、こちら、納入業者説明会を開かせていただいて、これまでどおりの納入業者の方々が参画をしていただいております。

それと、調理員さんについて、何か変化があるかということではございますけれども、今まで、ちょっと授業が6月から始まって給食等出ておりますが、具体的にこうだというようなことは聞いておらず、通常どおり運営されているものと考えております。（「よろしく願います。以上です」の声あり）

○志子田委員長 ほかにご発言はありますか。鎌田委員。

○鎌田委員 私からは、菅原委員も質疑した2項目について、質疑させていただきます。

資料No.10のまず119ページです。

今、話題に上がりましたけれども、ここでキャンセル費用として、このパンとか、米飯を供給するこの組合が掲載されているわけですが、パンやら米だけではないので、給食はほかの野菜とか何かいろいろあると思うんですけれども、そういったところのあれは、供給はどこから受けているのか。この組合なのか、ほかなのか。ほかであった場合は、ほかからの、いわゆるキャンセル費用というか、請求はなくて、泣き寝入りしているのか。その辺、どうなっているのか、実態。そこをちょっと教えていただきたいと思います。

○志子田委員長 佐藤教育総務課長。

○佐藤教育委員会教育部教育総務課長 こちらについて、他からの、このパン以外の、例えば、野菜ですとか、そういった食材については、キャンセル費用の請求ございましたので、令和元年度補正で対応させて支払をさせていただいているところでございます。

○志子田委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 そうすると、請求があった箇所は全部支払いはされているということでよろしいんですね。

次に、ネットワーク関係です。120ページ及び121ページについて、お伺いをいたします。

今、質疑、いろいろ聞いてきましたけれども、ここで、私の素朴な疑問として、4番の今後の予定を見ますと、令和3年3月が竣工だと、ネットワークの工事の。あと、学習用コンピュータの端末の設置もこの3月になっていると。これが、3月初めなのか、3月末なのか、これでも大分違ってくると思うんです。本来であれば、もうこのG I G Aスクールサポータ

一の配置もされているので、本当は12月とか、その頃には、ある程度端末も配付されていて、練習といいますか、試しに使ってみるとか、テストやってみるとか、そういう事態というか、そういう状況、進め方だったら、子供たちもすんなりいけるのかなというふうに思ったりするわけですが、この、やはり3月の竣工になっていますけれども、実際はどうなんですか。これより早まってくるんですか。ぎりぎりの3月、本当に春休みの頃に入ってくるんですか。その辺、ちょっとお伺いをしたいと思います。

○志子田委員長 佐藤教育総務課長。

○佐藤教育委員会教育部教育総務課長 最終的なネットワーク工事が竣工いたしますのが、どうしても3月ということがございますので、全体に整備出来るのは、やはり3月ということ考えております。

○志子田委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 これが、そうすると、市内全校もう一斉に3月にぼんと配付されるということでしょうか。これが、先ほど言ったけれども、3月の初めなのか、末なのか、中旬なのか、その辺、今の予定としてどういうふうに考えているのか、進め方として。そこをちょっとお願いします。

○志子田委員長 佐藤教育総務課長。

○佐藤教育委員会教育部教育総務課長 ちょっと端末の関係、あと、工事の関係も、どうしても、これから発注等の手続に入りまして、3月、年度内の竣工を目指したいというふうに考えております。（「まあ、結局分からないと。はい。以上になります」の声あり）

○志子田委員長 土見委員。

○土見委員 私からも、大きく3点質疑させていただきます。

まず、資料は全部No.10を使わせていただきます。

まず最初、資料No.10の37ページです。

塩竈市市税及び都市計画税条例の一部改正についての3番目です。大きな3番目の、様々な税制上の措置がされているところはありがたいところだと思うんですけども、その中で④、スポーツイベント等の中止になったときのチケット払戻しを放棄した場合というところの話なんですけど、こちら、まず、払戻しを放棄したということはどのように確認するのかということと、あと、ほかの項目と違って、ここだけ、なかなか多分周知して、実際に実施してもらうことが難しいのかなと思う項目になるんですけど、各、例えば、イベントの事業者で

あったりとか、市民の方に、どのように周知して利用を図っていくのか、その点について伺いしたいと思います。

○志子田委員長 木皿税務課長。

○木皿市民総務部税務課長 お答えいたします。

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置の中の1つといたしまして、新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除特例の部分で、どのように寄附金控除を証明するのかというふうなことなんですけれども、この寄附金控除を受けるためには、例えば、イベントの主催者さんから、払戻請求権放棄証明書及び指定行事証明書というのが発行されるそうです。そちら発行されて、基本的には、税務署さんに行って確定申告というふうな形になります。

2点目の広報に関してなんですけれども、こちらに関しましては、国の担当部署が文化庁、スポーツ庁、こちらが担当となっておりますので、こちらからも、現在、該当するイベントなど、ホームページ上でも公開しておりますし、寄附金控除のことも書いております。また、本市でも、この議会終了後、我々としても、市民の方に分かりやすいように、ホームページなどで広報させていただければなというふうに考えております。以上でございます。

○志子田委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。様々なツールを使ってのご周知、よろしく願いいたします。

続きまして、同じく、資料No.10の114ページ、コミュニティ助成事業についてであります。

こちら、今回、令和2年度で一般コミュニティ助成事業と地域防災組織育成助成事業、それぞれ2件ずつが市内で採択されたということなんですけれども、実際の申請された件数というのは何件あったのでしょうか。

○志子田委員長 小林市民安全課長。

○小林市民総務部市民安全課長 申請件数でございますけれども、一般コミュニティ助成事業でございますが、これについては、4町内会ございました。そして、あと、地域防災組織育成助成事業の中での自主防災ですけれども、こちらについては、6団体ございました。あと、消防団については、1団体となっております。以上です。

○志子田委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。市内見回していると、結構、施設、備品の老朽化している

ような団体さんもたくさんあるかと思えます。

ちょっとここから、あくまで僕の推測なんですけれども、申請をしなきゃいけないというところに、大分障壁を感じている町内会さんもあるんじゃないのかなという推測をするわけなんですけれども、各町内会さんが、備品とかを更新するためにこういう事業を使いたいというときのサポートというのは、どのような形で行っているのでしょうか。

○志子田委員長 小林市民安全課長。

○小林市民総務部市民安全課長 失礼しました。サポートについては、市民安全課協働推進室で行っております。広報等に載せながら、町内会等から備品等の購入等、設備に関しての相談があった場合には、こういった補助を、助成をご紹介しながら、あと、実際の申請に当たっても、その申請書等の作成についての細かなところまでご相談させていただきながら、県の提出まで進めているというサポートを行っております。以上です。

○志子田委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。ぜひ、申請したいけれどもというか、更新したいけれども更新出来ないということがないように、極力申請にはお手伝いをさせていただければと思います。

最後に、120ページです。小中学校情報通信ネットワーク環境について、何点かちょっと伺いしたいと思います。

まず初めに、121ページで、高速無線LANは、通信速度は1Gbpsですという話を書いてあるんですけれども、学校全体の大本の回線としては、どの程度の容量を見込んでいるのか、ご確認させてください。

○志子田委員長 佐藤教育総務課長。

○佐藤教育委員会教育部教育総務課長 学校そのもの、学校の基幹ネットワークの部分ですか。外部につながる部分。（「はい」の声あり）外部につながる部分。すみません。外部につながる部分については、今、全体としては、下りが200Mbpsの速度でございまして、今後、こちらの整備整いましたら、今後、そちらの通信速度の拡大等も検討していきたいと考えております。

○志子田委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。教室内が1ギガで発している中で、外につながるのは、多分、今、非常に弱い状況で、幾ら子供たちがすごい立派な端末を持っていても、多分ネット

になかなかつながらないという状況になってしまうのかなと思いますので、その部分、特に、今、5Gもだんだんと市内に広がっていくと思って、そうすると、実際の使うツールとか、コンテンツ、情報量も、通信量も大分多くなっていくと思いますので、本の回線の増強というのも非常に必要なことなのかなと思いますので、その点、よろしく願いいたします。

あと、同じく121ページの(2)の部分です。①、②、③と様々整備が行われるんですけども、子供たちにタブレットを1台ずつ支給するというのは、もちろんいいかなと思うんですが、実際、その子供たちにタブレットを支給したときに、教育長がさっきおっしゃっていたように、みんなの回答が一瞬で見えるというようなシステムを考えると、教員の手元にも比較的大きなディスプレイがついたパソコンというのが必要になってくるのかなというふうに考えるんですけども、教員側の設備、②で遠隔学習については整備すると書いてあるんですが、学内で使うときのための教員側の設備の増強というか、強化というのは、どのようにされていくつもりでしょうか。

○志子田委員長 佐藤教育総務課長。

○佐藤教育委員会教育部教育総務課長 各学校の教員用の大型ディスプレイということではございますが、今、まだ残念ながら、電子黒板などは各学校に配置はしておりますけれども、まだ各教室、1教室分ずつとかいうような整備まではいっておりません。また、プロジェクターについて、学校においては、もう各教室に配備している学校とちょっと差が出てきている現状もありますので、そういった大型スクリーンの映写のための装置等も、今後、検討していきたいというふうに考えております。

○志子田委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。ちょっと質疑の仕方が悪かったのかもしれないんですが、大型ディスプレイや電子黒板ではなくて、子供たちがタブレットで何かしらの回答をしましたと。そのときに、回答を先生側では一覧にして見ることが可能に、今後、なるということを考えて、黒板ではなくて、先生の手元に、多分、みんなの回答状況とかを見るような、見るための大型の多分ディスプレイというのが必要になってくるだろうと。現状、27インチなり、何インチのものに30人近い生徒の状況がばっと映ると、なかなか見づらいたろうというふうに考えるので、その先生の手元の設備としては、今後、そろえていかないと、なかなか片手落ちになってしまうのかなと思うんですけども、その点について、ご回答お願いします。

○志子田委員長 佐藤教育総務課長。

○佐藤教育委員会教育部教育総務課長 今、現状において、そういった各コンピュータ教室とかで、今、実際やっているところではありますけれども、その手元で大型ディスプレイとかというところについて、まだ、今、現状、この活用の動向も踏まえながら考えていくというふうに、今のところ検討しているところでございます。

○志子田委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。いずれは必要になるものだと思いますので、整備も念頭に入れてやっていただきたいと思います。

同じく、子供たちのタブレットについてなんですが、先ほどご答弁の中で、学校に設置していて、その都度貸し出すと。入学したときに与えるものではないですよという話があったんですが、子供たちが、自分の学習状況をどんどん蓄積させていく、クラウドに蓄積させていく、もしくは、学年を越えてクラスが変わるってときに、子供に、多分、1台専用の端末を持ってどんどん学年とか上がっていったらもらったほうが、子供に最適化した内容というのを常にそのタブレットに保有することが出来るので、非常に効率もいいのかなど。毎回タブレット変わっちゃうと、そのたびにID入れ直し、それから、子供の学習状況のダウンロード、様々やらなきゃいけないと思うんですけども、子供たちに1台ずつもう提供、そして、更新時期にはもちろん更新するんですけども、卒業するときにはもちろん返還してもらおうというような形には出来ないんでしょうか。

○志子田委員長 佐藤教育総務課長。

○佐藤教育委員会教育部教育総務課長 入学してから卒業するまで、ずっとそのタブレットを個人が持つような形も含めて、今、多分データの蓄積について、そのタブレットを使うアカウントの関係があるかと思うんですが、アカウントは、基本的には、その個人ごとに同じアカウントで使っていて、データの蓄積はしていけると考えております。タブレットについては、そのまま持つていくことも出来ますし、各クラスの人数に合わせて、あとは、それぞれのアカウントで入っていただくという設定も出来るかとは考えておりますので、それも含めて、今後、整備の中で運用方針定めていきたいと考えております。

○志子田委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。その点、必ず子供が学習するときには、その子供に最適化した状態になっているように整備をしたほうがICT導入の意味があるかなと思いますので、

よろしく申し上げます。

あとは、②で無線、モバイルWi-Fiルーターという話があったんですけども、ここで3点質疑させていただきます。

まず、市内でも、モバイルWi-Fiルーターですら電波が届かないところというのはございます。そのような場合はどうするのか。

それから、緊急時など、貸出しが必要なときのために何台を保有しておくのか。

まずは、その2点申し上げます。

○志子田委員長 佐藤教育総務課長。

○佐藤教育委員会教育部教育総務課長 市内でモバイルWi-Fiルーターのつながらない、端末通信がつかない地域につきましては、基本的に、この緊急時のオンライン学習環境の整備というのは、どうしても通信環境の整っている部分で確保せざるを得ないところなんですけれども、ただ、あくまで、このオンライン学習、基本は、補助的な役割だと考えております。基本は、教科書と教材を持って帰ってやる。あと、もし、このオンライン学習参加出来ない方には、DVDなんかを配付してカバーするという事で、一つには便利な機器ではありませんけれども、そういったつながらないところについては、そういったDVD、もしくは、学校に来ていただいてつないで、そのときはオンライン学習を見ていただくなど、そういった対応で、出来る限り対応していきたいというふうに考えております。

あと、持ち出しする台数につきましては、基本的には、通信環境がつかない、そういったICT機器のないお子さんを考えておりますが、今現在、そういったICT関係の活用状況について、調査かけておりまして、その調査を踏まえて、必要な貸出し台数などを検討してまいりたいと思います。また、貸出しに当たっては、様々再設定のところがございます。そちらも、今、事業者と詰めているところでございます。

○志子田委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。なかなか、多分、今のタブレットって、DVDついているのがないと思いますので、オフラインでの学習方法については、大分検討したほうがいいのかなと。しないと、ほかの生徒さんとの差がついてしまいますので、よろしく申し上げます。

あと、モバイルルーター何台という話を聞いたのは、非常時がないときには、ずっと保有しなきゃいけない可能性というのが出てくるものであって、そうすると、大分費用が無駄になってしまうのかなと思います。なので、こういうもの、緊急時にももちろん需要が高まるので、

可能かは難しいんですけども、そのときだけの、例えば、レンタル、リースが出来るような契約を業者さんと結ぶとか、ICT機器導入するのはいいんですけども、全体的に、多分、維持コストは大分上がるものになりますので、使わないものは極力費用もかけないという方向で多分行っていただけたらなと思います。それらの点を含めて、今、実際に業者さんと相談はされていると思いますので、このような状況も踏まえた上で、話し合いを進めていただければなと思います。

あと、最後に、志賀議員からも総括質疑があったと思うんですけども、令和3年3月納入が間に合うのかというのは、実際、国内全国で需要というのは大分高まると思うんですけども、そこら辺も含めて、業者さんとは連絡は取られているのか、ご回答をお願いします。

○志子田委員長 佐藤教育総務課長。

○佐藤教育委員会教育部教育総務課長 調達に当たりまして、先ほど、ちょっと県の共同調達を考えておりますということでお話をさせていただきましたが、今、まず、その県の共同調達に乗った場合には、令和3年の2月末頃までには納入出来るというお話を伺っておりますので、そちら、納入していただいて、そこから設置というような流れになるものと考えております。

○志子田委員長 いいですか。ほかにご発言ございませんか。（「なし」の声あり）

暫時休憩いたします。

午前11時28分 休憩

午前11時28分 再開

○志子田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかにご発言はありませんか。（「なし」の声あり）

なければ、質疑はこれにて終了いたします。

続いて、討論を行います。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第41号ないし第43号、第50号については、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○志子田委員長 挙手全員であります。よって、議案第41号ないし第43号、第50号については、原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

午前11時29分 休憩

午前11時31分 再開

○志子田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

請願第1号「政府及び国会に対し「ライドシェア」に関する意見書の提出を求める請願」を議題といたします。

本請願については、令和元年12月9日に付託され、令和元年12月11日及び令和2年2月27日に開催された本委員会において、それぞれ閉会中の継続審査とすることに決定いたしております。また、請願者と意見交換等を行うため、本委員会として、令和2年4月24日に一般会議を開催すべく、令和2年3月11日付で、私から議長宛てに塩竈市議会一般会議申出書を提出したところであります。

しかしながら、今般の新型コロナウイルスの感染拡大を受け、感染防止の観点から、令和2年4月20日に開催した本委員会において、令和2年4月24日に開催しようとしていた一般会議の申出書については、一旦取下げの処理を行った後、改めて、私から議長へ塩竈市議会一般会議申出書を提出することとし、申出書の提出の際に、総務教育常任委員会により開催したい旨を申し添えることに決定いたしましたところでございます。

これらのことを踏まえ、質疑を行います。

各委員のご発言をお願いいたします。土見委員。

○土見委員 先ほど、委員長からもお話があったとおり、新型コロナウイルス禍、なかなか話が進んでいないという状況です。12月、2月と2回継続ということにして、請願者の方々、それから、紹介議員の方々にも、非常にお待たせして申し訳ないところはあるんですけども、やはり、これから一般会議等開いてじっくり話をした上で、いい方向を模索していく必要があると思いますので、私としては、引き続きとはなるんですが、継続審査がよろしいのかというふうに考えております。

○志子田委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 私は、他市町村、もう議決して、もう進んでいるわけです、ほとんどが。この新型

コロナウイルスの騒ぎで、今回、経過措置を、今、委員長から報告ありましたけれども、今からこれ進めてどうなるのかと。今の状況で、これ進めて本当にいいのかという、そういう思いがあります。一番いいのは、この請願を取り下げさせていただくのが私は一番いいのかなというふうに思うんですが、ないしは、もうここで議決してしまうと、そういった方法にするか、どっちかにしていただきたいなど。今後、もう勉強会開いている意見を聞いていたら、周りはみんな進んでいる話で、この新型コロナウイルスで、それ自体の話ではないという状況にあると思うんです。ですから、取下げか、ないしは、ここで何か決を取っていただくか何かして、進めていただきたいというふうに思います。

○志子田委員長 曾我委員。

○曾我委員 経過はそのとおりなんだけれども、新聞によりますと、4月16日に衆議院の国土交通委員会で、地域公共交通活性化再生法等改定案がもう可決されてしまっているということのようなんです。あと、国会でどうだったか分からないけれども、この衆議院の国土交通委員会ではそういう、多数で白タクを拡大する法が通ってしまったという状況の中で、本当は、守ってほしいという、地域交通を守ってほしいという請願ですから、今さらって、鎌田委員も言われたけれども、それはそれとしても、もうやっぱり請願者に問題はあるわけではないので、委員会として、賛否を問うて決着することが必要なのかなという思いもあります。

それから、もう一つは、新型コロナウイルスの関係で、観光業やタクシー関係もほとんど仕事にならないということで、もっともっと大変な状況になっていると聞いています。休めと言われて、休んで、もう本当にわずかな年金だけでも暮らせないという人たちもたくさんいるようで、むしろ、その請願の中身も聞きながらも、今の現状、タクシー会社の現状、市がいろいろ今回の国の予算を使って、市内の様々な商品を運ぶという仕事もさせていくということもやっているようですが、やっぱり、もう少し、市議会として、委員会として、やっぱりちゃんと現場に行って話を聞くということ、もうちょっと積極的にやっていくべきではないかというふうにも思っているんです。相当変化しているんだと思います。そこをつかまないと、要は、いられないんじゃないかということだけ申し上げておきます。

○志子田委員長 菅原委員。

○菅原委員 皆さんのご意見もお聞きしまして、私も、このライドシェア、4月24日、一般会議をするということで、私も継続審査のほうにさせていただいたんですけれども、今回、やは

りこのような状況、新型コロナウイルス禍の状況の中で、やはり塩竈市だけを見ても、新しい業種が参入するとかというのは、もう大変このタクシー業界にとって、本当に大変な事業の内容になってくるんじゃないかなと、私は思っております。あくまで、これは、日本全体のことで、このライドシェアの問題が多分発生して、国会等でもいろんな質疑がされていると思うんですけれども、本市の、塩竈市としては、やはり今現在のタクシー業界を守っていききたいというのが私の意見でありまして、ですから、今回、どこまで新型コロナウイルス禍が進んでいくか分かりませんが、また一般会議をしてやっていくというよりも、もう採決をしていって、現在の塩竈のタクシー業界を、1つでも、2つでも守っていけるような形を取ったほうがいいかなと、私なりに思っております。以上でございます。

○志子田委員長 土見委員。

○土見委員 ちょっと、先ほど言い忘れた部分があったんですけれども、今回、この請願文書の願意の部分で、まだ非常に分かりづらいとか、理解しきれていない部分もあるというのもあって、実際に、請願者の方々とお話をというところだったんですが、この請願頂いてから、新型コロナウイルスが発生し、タクシー業界も含めて、市内の交通体系というのが大きく、多分、今後、変わってくるんだろうというふうに考えています。その中で、タクシー業界自体も、既に、もう従来の働き方では、このような状態が起きたときに対応出来ないというようなことも考えられます。なので、今、物を運んだりもしていますけれども、実際、今後、このライドシェアという仕組みをうまく活用して、タクシー業界自体が稼いでいくということも考えられることを鑑みると、ここで、安易に却下してしまうというのはどうなんだろうというところもありまして、この塩竈市全体の、塩竈市というか、この地域全体の交通体系というのを、委員会で今後、多分見直していくことにもなり得る話かなと。その中で、やはり今後、タクシー業界、もしくは、このライドシェアなり、ほかの手法も含めて、どのように入れていくべきかということは慎重にちょっと検討する必要があるのかな。ほかの他市町村、既にもう議決を済ませているということなんですが、実際、ライドシェアの問題が、今後、表面化してくるのはこれからの話です。なので、我々は、そこの先まで踏まえた上で、やっぱり今後、検討していくという必要あるのとは思っております。なので、継続審査という形にさせていただきました。以上です。

○志子田委員長 今野委員。

○今野委員 私も、もちろん、皆さんもご存じのとおりですが、今回のこういう新型コロナウイ

ルスの感染拡大に伴って、あちこちでタクシー業界の方々が悲鳴を上げております。これは、東京のあるタクシー会社にあつては、全社員八百数十人を解雇という方法で社員を守るといふ、そういう最悪といえますか、ちょっと考えられないやり方ではありますけれども、そこまでやっても、その社員を守ってあげなければという、そういうことになっておりまして、地元、我々の塩竈のタクシー業界にあつては、やはり台数を減らして、こういった事態、世の中の動きに備えようという対応の仕方を取っておる会社も結構あります。そこへもってきて、こういったライドシェアなるものが出てきたりすれば、やはりこれは、業会にとっては大事件と言わざるを得ない状況にあります。そういう観点からしてみれば、やはり世の中の仕組みを変えたり、あるいは、法律をつくったりというようなことになれば、これは、国がなしていくことではあります、それをやってほしいというこの請願でありますから、そういった業界の背中を押すというか、後押しをするという意味では、他市町村で、先ほどのお話では、他市町村では、もう既に議決してもらっているよという話ありましたが、遅ればせながらとはいえ、我々、塩竈市としても、後押しをしなければという観点から、この請願には妥当性があるというふうに考えますので、ここで決を取るのも1つの方法かなというふうには思います。以上です。

○志子田委員長 土見委員。

○土見委員 何度も申し訳ございません。今回、皆様、委員それぞれのご意見、今、お伺いしていた中で、やはり、このライドシェアという部分と、白タク行為という部分を、どうしても混同されている部分があるのかなというふうに考えております。この点、この請願について、最初に何で請願を継続審査としたかという、やはりこの趣旨の部分を読んだだけでは、なかなかライドシェア自体を拒絶するものなのか、白タク行為を禁止したいのか、そこら辺が分からないところからスタートしているという部分もあろうかと思えます。ライドシェア自体は、今後、この地域のタクシー業界が、業態を変えつつ生き残りをかけていく中で必要な手段だと思っています。一方、白タク行為というのは、もちろんだめなものですので、ということ考えたときに、これを通すにも、通さぬにも、もう少し検討というのが必要なのかなと。我々自身が、まだ認識がばらばらな状態では、決を取るのはちょっと尚早かなというふうに思います。以上でございます。

○志子田委員長 曾我委員。

○曾我委員 そのライドシェアと白タクとの関係では、請願の中ではいろいろとまだ不十分だと

ということもあるけれども、請願者は、そういうふうになったら大変だよということを言っているわけだから、それで、ただ、時代は進むと思います、いろんな形で。でも、そのときに、そのライドシェアをもう少し柔軟に活用したことも、市民の間からも了解の中での経営の中で、当然、改善していかなければ生き残れない状況も生まれるかとは思いますが、それは、時代の流れだから。でも、その先まで読んで、我々がずっとこうやっていくのではなくて、今、今の瞬間、国がそういうこと出てきたので、これは俺たちの死活問題になるよということを出された率直な請願ですから、それはそれで決着した上で、さらに、我々は、今の起こっている不安な点、どういうことをやればもっとタクシー会社が市民のためになるかと、自分たちの仕事になるかということは、これから検討していけばいいわけで、私は、ずっと先までこれをまた継続審査してというのはちょっと気の毒だな。こんなにまとまんないのかという感じはしないでもないです。私、ライドシェアの様々な取組は、これからあるとは、土見委員が言っているように、あると思います、それは。もう地域も全部変わってきていますから。新型コロナウイルス禍によっても随分変わってきていますから。それは様々あると思いますが、ぜひ、その辺は、請願者の意を酌んでいくべきではないかなと思います。

○志子田委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 繰り返しになりますけれども、ほかがもう進んでいる間に、もう今から論議して結論出すとなったのは、塩竈市議会の総務教育常任委員会、何やってんのっていう、そういう思われ方をするんじゃないかなというふうには思いがあります。私は、これに対しては賛同するんですよ。ですから、賛同して、もう、すぐ回してあげるか、ないしは、今、そういう状況で、もうほかは進んでいる状況で、今から上げても仕方ないよということなのかもしれないので、この紹介者の意見もちょっとお聞きしたいなと思うんですけども、委員長、紹介者の意見もお聞きしたいなと。今、ここでもらっても、もう、賛同してもらうのはいいのかもしれないんだけど、タイミング的にどうなのっていう、そういう思いがあるんですけども、今、紹介者の意見をちょっとお聞きしたいです。

○志子田委員長 それでは、請願紹介議員の方に発言を求めたいと思いますので、西村議員。

○西村議員 請願審査につきまして、皆さんに請願紹介議員を代表しまして、心より感謝申し上げます。

ライドシェアにつきまして、先ほど、皆さん、委員の方からもお話ありましたように、現在、生活が困窮しているという、観光業での関わりがあるバスの運転手、タクシーの運転手含め

て大変な思いをしていると。社会福祉協議会に20万円の一時的給付金の件でちょっとお伺いしましたら、一番多いのがやっぱり運転手だと。これは、バスのとか、タクシーの運転手であると。そして、今回、新型コロナウイルス禍だからこそこうなったのかもしれませんがけれども、やはり地元で働いていただいて、税金を納めていただいて、生活していただいている方々に、どう私たちが寄り添って関わっていくのかという部分で、先ほど、土見委員からも、ライドシェアについてのいい点と悪い点と出てきております。それも含めて、今の状態で、じゃあ、今はこうだから、将来こうなるかもしれないから、じゃあ、それまでだというんじゃないなくて、やはり、今の段階でこうです。その事態が来たときに、先ほどお話しあったように、変化を求められる時期も来るのかもしれませんが、そのときには、それなりの市議会としての対応、委員会としての対応をすべきなのかなと思っています。

アメリカのライドシェアでも、現在は、旅客の減少、雇用の批判、あと、相乗りの敬遠というような問題が出てきておりますし、そうしたら、それで、今、営業されているタクシー、あと、観光バスについても、全て運行管理きちんとしながら、やはり雇用契約を結びながら、やっぱり二種免許を持ってきちんと人を移動させると。それで生活の糧を今、生み出しているということ自体が、今、全て私たちの委員会として、そういう業界の方々に寄り添う部分としては一番大事な部分かなと思いますので、今回の委員会で決議していただければ、それがいいほうに出るのか、それはだめだという部分に出るのかは、それは委員会の判断ですので、それはお任せして、今日の時点で議決をしていただければありがたいので、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○志子田委員長 ほかにご発言ございませんか。

○阿部(か)議員 委員会の皆様には、非常に丁寧にご審議いただきまして、誠にありがとうございます。

1つだけ、どうしても、私もちょっとこの請願の趣旨を読みまして、大事なことが抜けているなというふうにも思っております。というのは、業界が大変なのは、皆さんご承知のとおりなんですけれども、この中に、ライドシェアという1つの形、仕事の形、それがまだ完成していないということと、それから、個人が自家用車で、やっぱりそういう同じようなドライバーが運転行為、あるいは、運転責任を負っているという、そこが一番問題で、法整備がされていない。それから、業界の方たちは、様々な規制を受けながら安全管理に努め、そして、国民の皆さんの生命・財産を守っていくわけです。そういうことが、実は、この自

家用車のドライバーさんには、全然そこに焦点が当てていないという。まだ、いろんな形で整備されていない中で、やっぱりそういう行為をやるということは非常に危険があるだろうと。それで、業界でもそういうことを訴えているわけです。そういったことが一番大事なことで、やはり私たちが考えるのは、いろんな業態の中で新しいものが出てきたら、まず、審議していただいて、法律も整備され、そして、国民の皆さんの安全・安心、そして、命を守っていくという、運行管理というのは非常に大事なことです、その点を重視して、この問題を皆さんに考えていただければということで、最後に一言お願いを申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○志子田委員長 阿部眞喜議員。

○阿部（眞）議員 私も、請願紹介議員の一人でございますので、せっかくなので、少々、ちょっとだけご意見をお伝えさせていただければと思います。

土見委員言うように、今後、ライドシェアという部分で、乗り合いタクシーをする部分に関しましては、非常に発展性のある新たな一つのツールとなる、すばらしいものになるということは、考えられる一つの施策なのかなと思います。

しかし、ちょっと中身をここで読んでいただくと、ライドシェアと称する白タク行為というところなんですけれども、ライドシェアというすばらしい言葉に便乗して、やはりその免許を持たずに、中間、グレーゾーンで営業を、アプリでドライバーとドライバーをつなぐ、ドライバーと一般市民をつなぐのような、免許を持っていないところでの活動をしている事業者、会社がやはりあるというところで、そこを白タク行為と見ていただいて、ぜひとも、ライドシェアが悪いわけではなくて、その中で白タク行為をしている事業者がいるというところに着目していただければ、これをオーケーしてしまうと、何らかの、やはり地方でそういう企業を立ち上げたときには止められなくなってしまえば、絶対値の数が増えていかなければ、タクシーの売上げも下がっていくというところにつながっていくと思いますので、やはり法として白タク行為は禁止されておりますので、そこを少しでも止めていく。

また、阿部かほる議員が言ったように、乗った人たちの、正しい免許を持っていない人たちが運転したときの責任、例えば、その人が飲酒運転をしていたとき、乗っている知らない同乗者、お金払っているのに一緒に、ともに捕まってしまうというようなことも考え得る中で、やはり認めるわけにはいかないという観点を持っていただいて、ぜひ、ご検討いただければと思います。

私から以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○志子田委員長 暫時休憩いたします。

午前11時55分 休憩

午前11時57分 再開

○志子田委員長 では、休憩前に引き続き会議を開きます。

請願第1号については、継続審査を求める意見がありますので、継続審査について、お諮りいたします。

請願第1号を閉会中の継続審査とすることに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○志子田委員長 挙手少数であります。よって、請願第1号を閉会中の継続審査とすることについては否決されました。

暫時休憩いたします。

午前11時58分 休憩

午前11時59分 再開

○志子田委員長 では、休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかにご発言はありませんか。（「なし」の声あり）

なければ、質疑はこれにて終了いたします。

続いて、討論を行います。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

請願第1号は、採択とすることに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○志子田委員長 挙手全員であります。よって、請願第1号は、採択とすることに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午後0時00分 休憩

午後0時06分 再開

○志子田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

「今年度の本委員会の視察調査について」を議題といたします。

新型コロナウイルス感染症対策の観点から、長距離移動が自粛されていることや、本市の各種新型コロナウイルス感染症対策の費用へ捻出することを目的として、今年度の本委員会の旅費を伴う視察調査については、行わないこととしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○志子田委員長 異議なしと認め、さよう決しました。

さらにお諮りいたします。

本日の会議終了後、正副委員長より議長に、今年度の本委員会の旅費を伴う視察調査は行わない旨を申し入れたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○志子田委員長 異議なしと認め、さよう決しました。

以上で、本委員会を閉会いたします。

午後0時07分 閉会

塩竈市議会委員会条例第29条第1項の規定によりここに署名する。

総務教育常任委員会委員長 志子田 吉 晃